

島本町新庁舎建設基本・実施設計等業務

公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本プロポーザルは、「島本町新庁舎建設基本・実施設計等業務（以下「本業務」という。）」を委託するにあたり、広く企画提案を募集し、「島本町新庁舎建設基本計画」及び「島本町新庁舎建設の検討について」を踏まえた柔軟かつ高度な発想力や豊富な経験を有する者を当該業務の契約候補者として特定することを目的とする。

2. 委託業務の概要

委託業務名	島本町新庁舎建設基本・実施設計等業務
契約期間	契約締結日の翌日から令和4年9月30日（金）まで
履行場所	大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号
業務内容	別紙「島本町新庁舎建設基本・実施設計等業務 特記仕様書(案)」の通り
契約保証金	島本町財務規則による
支払い	業務がすべて完了した後に一括払い
契約条項	別紙設計業務委託契約書(案)による
委託料	上限額 156,970,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 参加資格及び要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の要件を全て満たすものとする。なお、（4）～（8）については、参加表明書提出日を基準とする。

- （1） 法人格を有していること。
- （2） 大阪府内に本・支店等の事業所を有すること。
- （3） 単体企業による応募とすること。
- （4） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。
- （5） 令和2年度において、島本町競争入札参加者選定規程第7条に係る有資格業者名簿（業務委託）に登録された者であること。
- （6） 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- （7） 島本町暴力団排除条例（平成26年島本町条例第8号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- （8） 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154条）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない又は申立てがなされていないこと。
- （9） 島本町建設工事請負業者指名停止要領による資格停止措置又は資格留保を受けていないこと。（参加表明書提出期限日から契約締結日まで）

- (10) 過去10年以内（平成22年4月1日から令和2年3月31日まで）に完了した、本業務と同種の業務（以下「同種業務」という。）又は本業務と類似の業務（以下「類似業務」という。）の実績を有していること。なお、同種業務及び類似業務とは、次のとおりとする。

ア 同種業務

国又は地方公共団体発注の延床面積4,730㎡以上の庁舎建設にかかる設計業務

イ 類似業務

次のいずれかとする。

(i) 国又は地方公共団体発注の延床面積2,365㎡以上4,730㎡未満の庁舎建設にかかる設計業務。

(ii) 国、地方公共団体又は独立行政法人発注の延床面積4,730㎡以上の庁舎以外の建設にかかる設計業務。

※本業務における設計業務とは新築、改築又は増築工事にかかる基本設計又は実施設計業務とする。ただし、増築工事にかかる設計業務については、増築部分の延床面積を実績の対象とする。また、同一建築物の基本設計及び実施設計を分割で受注した場合はどちらか一方の実績とする。

※本業務における庁舎とは官公庁の執務室を有する施設、庁舎以外とは官公庁の執務室を有さない施設（学校、病院、文化施設、警察・消防庁舎等）とする。

- (11) 主たる分担業務分野（総合）については再委託を認めない。
- (12) この業務を行う期間中、管理技術者、主任担当技術者（総合、電気設備、機械設備、構造、建築積算）を配置（各技術者の兼任は不可とする。）すること。

配置技術者については「4. 配置技術者要件」を満たすこと。

※本業務における主任担当技術者とは管理技術者の下で各担当業務分野における担当技術者を総括する役割を担う技術者とする。なお、担当業務分野の範囲は、次のとおりとする。

ア 総合：平成31年国土交通省告示第98号別添一第1項第一号及び第二号（以下、「告示第98号」という）「設計の種類」における「総合」

イ 電気設備：告示第98号「設計の種類」における「設備」のうち、「電気設備」に係るもの

ウ 機械設備：告示第98号「設計の種類」における「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

エ 構造：告示第98号「設計の種類」における「構造」

オ 建築積算：建築のライフサイクル全般に渡るコストマネジメント業務

4. 配置技術者要件

配置技術者については以下（1）～（3）の要件を全て満たすこと。

- (1) 管理技術者及び主任担当技術者（総合）は参加表明書提出者の事務所に所属し、かつ、参加表明書提出期限以前に3ヶ月以上の雇用関係があること。その他の配置技術者は、

提出者又は再委託先に所属し、かつ、参加表明書提出期限以前に3ヶ月以上の雇用関係があること。

(2) 管理技術者及び主任担当技術者は以下のいずれかの資格を有すること。

管理技術者	一級建築士 (昭和25年法律第202号)
主任担当技術者 (総合)	一級建築士 (昭和25年法律第202号)
主任担当技術者 (電気設備)	設備設計一級建築士、建築設備士 (昭和25年法律第202号)
主任担当技術者 (機械設備)	設備設計一級建築士、建築設備士 (昭和25年法律第202号)
主任担当技術者 (構造)	構造設計一級建築士 (昭和25年法律第202号)
主任担当技術者 (建築積算)	建築コスト管理士、建築積算士 (公益社団法人日本建築積算協会)

(3) 管理技術者及び主任担当技術者 (総合) は、過去10年以内 (平成22年4月1日から令和2年3月31日まで) に完了した、「3. 参加資格及び要件 (10)」の同種業務又は類似業務実績を有すること。

5. スケジュール

手 順	期限等
実施の公表	令和2年12月17日 (木)
参加表明書・一次審査に関する質疑応答 (※1)	令和2年12月18日 (金) ～令和3年1月6日 (水)
参加表明書・一次審査書類提出期限 (特定記録郵便又は簡易書留)	令和3年1月12日 (火) 必着
一次審査 (書類による選考)	—
一次審査結果通知 (メールと郵便発送)	令和3年1月19日 (火)
企画提案書・二次審査に関する質疑応答 (※1)	令和3年1月20日 (水) ～令和3年2月17日 (水)
辞退期限 (※2)	令和3年2月19日 (金)
企画提案書の提出期限 (特定記録郵便又は簡易書留)	令和3年2月26日 (金) 必着
二次審査 (プレゼンテーション・ヒアリング)	令和3年3月12日 (金)
二次審査結果通知 (メールと郵便発送)	令和3年3月18日 (木)
契約の締結	令和3年3月26日 (金)
結果公表 (ホームページ)	令和3年3月31日 (水)

(※1) 質疑は、期間内にメールにより行うこと。なお、回答は随時、町ホームページにて行う。

(※2) 辞退する場合は、令和3年2月19日 (金) までに届け出ること。なお、この日を過ぎたのち、やむを得ない事情により辞退する場合は、辞退を決定した時点ですぐに届け出ること。

6. 公募型プロポーザル実施要領等の交付

(1) 交付期間

令和2年12月17日(木)から令和3年3月31日(水)まで

(2) 交付資料

- ①島本町新庁舎建設基本・実施設計等業務公募型プロポーザル実施要領
- ②島本町新庁舎建設基本・実施設計等業務 特記仕様書(案)
- ③設計業務委託契約書(案)
- ④参加表明書(様式第1-1号)
- ⑤誓約書(町指定様式)
- ⑥業務実績調書(様式第1-2号)
- ⑦業務実施体制(様式第1-3号)
- ⑧配置予定技術者調書(様式第1-4号)
- ⑨企画提案書表紙(様式第2号)
- ⑩質問票(様式第3号)

※上記の交付資料は、島本町公式ホームページからダウンロードすること。

(参考資料 上位・関連計画)

- ①第五次島本町総合計画
- ②島本町都市計画マスタープラン
- ③島本町バリアフリー基本構想
- ④島本町地域防災計画
- ⑤島本町公共施設総合管理計画
- ⑥島本町役場庁舎耐震化方針
- ⑦島本町新庁舎建設基本計画
- ⑧島本町新庁舎建設の検討について

※上記の参考資料は、島本町公式ホームページからダウンロードすること。

7. 質問票の提出と質疑回答

(1) 受付期間

- ・参加表明書、一次審査に関する質問：令和2年12月18日(金)から令和3年1月6日(水)まで
- ・企画提案書、二次審査に関する質問：令和3年1月20日(水)から令和3年2月17日(水)まで

(2) 提出方法

「質問票」(様式第3号)に要旨を箇条書きで簡潔にまとめ、電子メールで提出すること。持参や口頭による質問は受け付けない。なお、前号後段において、質疑のない場合も、質疑のない旨を記入し、電子メールにて送付すること。

(3) 提出先

島本町役場 総務・債権管理課内 島本町庁舎整備等検討チーム

E-mail : soumu@shimamotocho.jp

(4) 質疑回答

質問に対する回答は、随時、島本町ホームページに掲載する。質問の内容により、回答までの日数が前後することがある。

8. 参加表明書および一次審査書類の提出

(1) 提出期間

令和2年12月18日（金）から令和3年1月12日（火）まで（必着）

(2) 提出先

〒618-8570 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号

島本町役場 総務・債権管理課内 島本町庁舎整備等検討チーム

(3) 提出方法

特定記録郵便又は簡易書留によること。期日を過ぎて到着したものは受け取らない。

(4) 提出書類

次に掲げる書類を各2部（正本1部、写し1部）提出すること。

提出書類	様式番号	添付書類及び留意事項	提出部数
① 参加表明書	様式第 1-1号	・会社パンフレット ・一級建築士事務所登録を証するものの写し	正本1部、 副本1部
② 誓約書	—	使用印鑑として町に届けている印を押印すること	同上
③ 業務実績調書	様式第 1-2号	・公共建築設計者情報システム（以下、「PUBDIS」という）等の業務概要及び業務の完了を証するものの写し ・共同企業体の構成員としての実績は、代表構成員としての実績に限る。	同上
④ 業務実施体制	様式第 1-3号	・健康保険被保険者証等雇用関係が確認できるものの写し ・保有資格を証するものの写し	同上
⑤ 配置予定技術者調書	様式第 1-4号	・PUBDIS等の業務概要、担当者名及び業務の完了を証するものの写し	同上

※PUBDIS への登録がない業務又はPUBDIS の写しだけでは業務概要、担当者名及び業務の完了が判断できない場合は、業務計画書や委託業務等成績評定通知書等の業務概要、担当者及び業務の完了が明確に判断できる資料を添付すること。

※提出書類により実績等が明確に判断できない場合は、評価の対象外とする。

9. 一次審査と結果通知

一次審査は、事務局にて審査及び評価を行う。

参加表明書の提出者について、本プロポーザルの参加資格及び要件を満たすことを確認したうえで、提出を受けた書類を基に、企業実績、配置予定技術者の実績について審査を行い、評価点上位5者程度を選定する。

(1) 評価

評価項目・配点・評価方法については、(別表1)「評価基準表」のとおりとする。

(2) 結果通知

一次審査の結果は電子メールと郵便にて通知する。

一次審査で上位5者に選定された者には、企画提案書作成の参考のため、次の書類を配布する。なお、本プロポーザル以外に「配布資料」の使用を禁じる。

配布資料：既存庁舎等参考図面（配置図、各階平面図、立面図程度）
敷地測量図

10. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出期間

一次審査結果通知日から令和3年2月26日（金）まで（必着）

(2) 提出場所

〒618-8570 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号
島本町役場 総務・債権管理課内 島本町庁舎整備等検討チーム

(3) 提出方法

特定記録郵便又は簡易書留によること。期日を過ぎて到着したものは受付けない。

(4) 提出書類

次に掲げる書類を各部数提出すること。

提出書類	様式及び留意事項	提出部数
①企画提案書表紙	様式第2号	1部
②業務の実施方針	様式自由（A3サイズ横長片面で1枚以内）	正本1部、副本15部
③企画提案書 【評価テーマ1～4】	様式自由（各テーマにつきA3サイズ横長片面で1枚以内）	正本1部、副本15部
④CD-ROM	①～③の正本・副本のデータを格納	1枚
⑤業務参考見積書	様式自由 使用印鑑として町に届けている印を押印すること。	1部

※文字の大きさは10ポイント以上とすること。

※②、③の作成及び提出について

- ・提出者を特定することができる内容の記述はしないこと。なお、文章を補完するための最小限の写真、イラスト等を記載又は貼付けすることができる。（国土交通省「建築設計業務委託の進め方 本文」P. 49～53 参照
<http://www.mlit.go.jp/gobuild/susumekata.html>）
- ・正本は企業名や個人名の記述を認めるが、副本は企業名や個人名の記述を伏せて提出すること。（副本においては、企業名を空白や「〇〇〇〇」等に表示し、個人名を「役職+アルファベット」（例：「主任担当技術者（総合）A」）や「〇〇〇〇」等に表示すること。）
- ・正本にカラー表示を含む場合は副本においてもカラー印刷にて提出すること。

(5) 企画提案を求める内容

「業務の実施方針」
業務実施にあたっての方針、取組体制、実施フロー及び工程表（工程計画）、設計上特に配慮する事項等を記述すること。

「企画提案書」	
次のテーマについて、着眼点や方針について具体的な提案を記述すること。	
[テーマ1]	耐震・防災・防犯機能に優れ、住民が安心して利用できる庁舎
[テーマ2]	機能的で効率性に優れ、将来の変化にも柔軟に対応できるフレキシブルな庁舎（ライフサイクルコストも考慮して）
[テーマ3]	環境にやさしく、まちと調和した、住民の主体性とふれあいを大切にする庁舎
[テーマ4]	建設事業費を縮減する手法の提案 ただし、構造種別（RC造、S造、SRC造など）の提案は除く。

(6) 業務参考見積書

業務参考見積書
<ul style="list-style-type: none"> ・本業務に係る見積額及びその内訳（基本設計業務、実施設計業務等に係る見積額）を記載すること。（消費税及び地方消費税を含む見積額を記載すること。） ・「島本町長 山田 紘平」宛とすること。 ・委託料上限額（156,970,000円 消費税及び地方消費税を含む）を超えないこと。 ・使用届出印の押印があること。

1 1. 二次審査と結果通知

二次審査は、町が設置するプロポーザル審査会にて審査及び評価を行う。

プレゼンテーション・ヒアリングを実施したうえで最優秀提案者及び次点提案者を特定する。

(1) プレゼンテーション・ヒアリング

プレゼンテーション・ヒアリングには、原則として管理技術者及び主任担当技術者（総合）が出席することとし、出席人数は3名以内とする。

プレゼンテーション時間は1者あたり20分以内とし、質疑応答（ヒアリング）の時間は30分程度とする。ただし、質疑応答の時間は延長する場合がある。

プレゼンテーションにパソコン、プロジェクターを用いることを可とするが、既に提出済みの提案書（副本）に基づくものとし、追加資料や追加提案は認めない。（町で、パソコン、プロジェクターを準備する。）

なお、新型コロナウイルス感染症や大規模災害等の影響により実施が困難となった場合は、ヒアリング実施の有無を含め、適切な方法に変更する場合がある。

（2）評価

評価項目・配点・評価方法については、（別表1）「評価基準表」の通りとする。

（3）結果通知

二次審査の結果は電子メールと郵便にて通知する。

1 2. 契約候補者の特定

一次審査と二次審査の合計点数が最も高い者を最優秀提案者、次に点数が高い者を次点提案者に特定する。

1 3. 契約締結交渉

1 2. により特定された最優秀提案者と契約締結の交渉を行うものとする。なお、最優秀提案者との交渉が不調のときは、次点提案者と契約交渉を行うものとする。

1 4. 失格又は無効

次に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- ①提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- ②見積限度額を超えるもの。
- ③記載すべき事項の全部又は重要な一部が記載されていないもの。また、虚偽の記載があることが確認されたもの。
- ④本業務に関して、事務局員またはプロポーザル審査員に直接、間接を問わず不正な要求又は接触を求めたもの。
- ⑤審査の公平性に影響を与える関係又は行為があったと認めたもの。
- ⑥他の提案者と企画提案の内容又はその意図について相談を行った場合。
- ⑦参加要件を欠くことになった場合。
- ⑧その他審査に影響を及ぼすおそれがある不正行為を行った場合。

1 5. 費用の負担

本プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。

16. その他の留意事項

- (1) 書類の作成に用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。
- (2) 企画提案書等の提出は、1者につき1件とする。
- (3) 提出後の企画提案書等の修正または変更は原則として認めない。また、企画提案書等に記載した管理技術者及び主任担当技術者は原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、町の了解を得なければならない。
- (4) 提出書類の取扱いは、次のとおりとする。
 - ①提出された書類の返却はしない。
 - ②情報公開請求があった場合は、町の「プロポーザル方式による事業者選定における情報公開の基準」に基づき公開の対象となる。
 - ③参加資格の確認や一次、二次審査を行うため、必要な範囲において複製を作成することがある。
 - ④提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任はすべてプロポーザル参加者が負うものとする。

【事務局】

〒618-8570 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号
島本町役場 総務・債権管理課内 島本町庁舎整備等検討チーム
TEL：075-962-0373（総務・債権管理課）
FAX：075-962-5156
E-mail：soumu@shimamotocho.jp